

## 食品衛生トピックス 《2013/04/04》

### ○ 指定外添加物（過酢酸製剤）の取扱いについて

食品衛生法第10条の規定により、指定外添加物を含む食品は輸入してはならないとされているところですが、今般、指定外添加物である過酢酸製剤を含む食品が輸入されている可能性があることが判明しました。

これを踏まえて、今後の対応が薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会で検討され、平成25年4月3日付け各検疫所長宛て通知により、経緯や今後の対応等が指示されました。

#### 《 経 緯 》

過酢酸製剤※1について添加物としての指定の相談があり、諸外国の使用実態を調査したところ、すでに米国、カナダ、オーストラリアにおいて、野菜、果物、食肉等の幅広い食品に対して使用されており、当該添加物を含む食品が輸入されている可能性があることが判明しました。

過酢酸製剤は、国際的な専門家会議及び欧州食品安全機関等で評価を受けており、国際的にも食中毒の原因となる微生物※2への有効性及び安全性が確認され、国外で広く使用されています。

このような状況を踏まえ、今後の対応について薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会で検討されました。

※1: 過酢酸製剤は、食品表面の殺菌目的で使用され、過酢酸、酢酸、過酸化水素、1-ヒドロキシエチリデン-1,1-ジホスホン酸（HEDP）、過オクタン酸、オクタン酸の6物質の混合溶液である（過オクタン酸、オクタン酸を含まない4物質の混合溶液として使用される場合もある。）。

※2: 腸管出血性大腸菌O157、サルモネラ菌等

#### 《 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会での検討概要 》

4月3日に開催した薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会では、過酢酸製剤については、JECFA 等において有効性及び安全性が確認されていることから、人の健康を損なう恐れはなく安全性に懸念はないものと考えられる、とされました。

《 今後の対応 》

- ・ 過酢酸製剤について、食品安全委員会への食品健康影響評価の依頼及びその評価を踏まえた添加物の指定手続きを速やかに行うこととします。
- ・ 過酢酸製剤を使用された食品を輸入することは、形式的には食品衛生法により制限されることとなりますが、同部会での検討を踏まえ、安全性の懸念はないと考えられることから市場への影響も踏まえ、食品安全委員会における評価がなされるまでの間、過酢酸製剤を使用した食品の輸入・販売等の規制は行わないこととします。
- ・ 過酢酸製剤が添加物としての指定がなされるまでの間、食品中に残留する成分について分析法を検討し、残留量のモニタリングを行い、定期的に添加物部会へ状況を報告することとします。
- ・ 本件と同様の事例が起きないよう、各国に対し、我が国の添加物に関する規制の内容の周知を図ることとします。